

公述原稿（尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業）

* 建設地の決定経緯は公明盛大に、候補地決定こそ配慮書段階で

いわゆる嫌悪施設の受入を表明した江南市の態度は評価できるが、“ごみ処理施設という性質上…選定段階において複数の候補地を公表することは、それぞれの地元にも多大な影響を及ぼすことが懸念されました。このため、候補地決定後に配慮書の手続きを実施しています。”とあるが、配慮書の性格を大きくゆがめるものである。

* 概ね地元の合意形成は得られたのか

扶桑町の3地区では同意が得られていなかったため、扶桑町地区での事業講演会を2014年度に2回開催し、アンケート結果では「般若の候補地に選定された理由に人家が少ないことがある。本当に安全なら、それは選定事由に入れてはならない。」という意見まで残っている。これを合意形成が得られたと判断したのでは、将来的に問題を残している。

* 粗大ごみ処理施設の能力の根拠を

粗大ごみ処理施設の処理能力は、 $\text{処理能力} = \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率} \times \text{計画月間変動係数}$ 、実稼働率：0.685とあるだけで、年間365日の内、165日は稼働しない理由が不明である。

ごみ焼却処理施設では、実稼働率：0.767として、補修の整備・点検・全停止・起動・停止とそれなりに説明があるが、粗大ごみ処理施設についても、これぐらいの説明は必要である。もしかすると過大な設備投資なのではないか。

* 各市町のごみ処理基本計画は追記を

“ごみ焼却施設の処理能力については、「整備計画」及び…2市2町のごみ処理基本計画を踏まえ、「基本設計」において見直しを行いました。”とあるが、そのもとになる各市町（犬山市、江南市、大口町、扶桑町）の人口推計及びごみ処理基本計画における目標値ぐらいはこの準備書に追記すべきである。なお、2018（H30）年度の廃棄物の状況は市町別に集計してある。

* p22 公害防止の自主規制値(騒音・水銀)は見直しを

”騒音について規制基準値に比べ、より厳しい値を自主規制値として設定した”とあるが、騒音の夜間が規制値と同じ50dBとなっている。また、水銀については現在の施設の実績より15倍以上も高い規制値としているが、新施設であれば更に低減が可能と思われる。

* 低公害型建設機械使用を基本とすべき

使用するすべての種類の建設機械にはないため「可能な限り」としているが、低公害型建設機械（排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械、低炭素型建設機械）がある機種なら基本的には使用する、使用できない場合はその理由を明らかにすることを明記すべきである。

* 緩衝緑地帯の樹種等を具体的に

“緩衝緑地帯については、事業実施区域の敷地境界から5m設置する計画です。樹種については今後、詳細設計の段階で検討を行います。”とあるが、植物の環境保全措置で示した”表土を保全し、周辺緑化の際の客土として利用する。…周辺の構成樹種や在来種等を可能な限り利用する。…現存植生、潜在自然植生などを活用した植栽・緑化計画を策定する。”の基本原則ぐらいは示すとともに、事業計画で緩衝緑地帯を5m以上確保することを明記すべきである。

* 発生土の処分方針を発注条件として確定すべき

廃棄物の予測では、発生土30,127m³のうち場内再利用土24,840m³の内訳がわからず、“場外再利用又は適正処分”までしかわからない。搬出先等は決まっておらず、発生土の処理は今後決定する民間事業者が行うというだけでは、環境影響評価とは言えない。事業者として責任を持った発注条件を定めるべきである。

* シイ・カシ 二次林の保全策を

“事業実施区域内の樹木については緩衝緑地等、可能な限り残置するように努めます。”とあるが、「可能な限り」では環境影響評価とは言えない。その内容を具体的に示すべきである。

* p260 東隣、西隣に計画中の他事業を具体的に

（東隣、西隣の）②及び③は江南市が事業者となり②は緊急時の防災拠点となることは決定して

いるものの、具体的な工事実施時期や工事内容、供用後の利用方法については、いずれの計画も現段階では未定という段階でごみ処理場だけを単独で環境影響評価することにはほとんど意味はない。東隣、西隣の②、③の事業のおおまかな構想を明らかにして、①新愛岐大橋と同様に必要な項目で予測に含めるべきである。



* 大気予測のプルームパフモデルの再検討を

配慮書への知事意見“事業実施想定区域が木曾川沿いに位置しているため…大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。”への見解は、その内容に全く触れていない。そもそもの発端は、横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会が…2017年2月20日に公害調停合意が成立し、…「プルーム・パフ」モデルではなく、3次元流体モデルなど最適な方法を採用すべきという合意がされた。2006年の古いマニュアルにこだわり、2017年2月に公害調停合意されたような3次元流体モデルなど最適な方法との比較は行っていない。きちんとした再検討が必要である。

* 地上は上空の風向と相関があるのか

“事業実施区域での気象調査結果は、上空の風向・風速と相関がみられることを確認しました。”とあるが、現地調査結果では、高度200mから上空はSSEの風向が多く、特に高度1000mでの風向は全季で19.2%もある。また、高度500mまでは常識的にNWが最多風向であるが、500m以上ではNNWが多くなる。こうした点の評価を加えるべきである。

* 建設作業騒音は音源が敷地に近い予測を

方法書への意見「事業地全体での騒音発生量が最大の時が、敷地境界での騒音最大時にはならない例が多いので、注意が必要である。」に対し、見解は方法書と同じあり、何の検討もしていない。

建設機械の音源条件では、◎杭打機3台とラフタークレーン3台のパワーレベルが117dBと大きく、建屋南側で杭打機1台を使用すれば、建設騒音が最大79dBの南側敷地ではもっと大きな騒音となるはずである。また、ラフタークレーンも1台が敷地まで10m程度に近づけるため、規制基準85dBさえ超える恐れがある。

* 建設作業振動の試算 規制基準を超える場合もある

建設作業振動の最大振動レベルが68dBだった敷地東側について、そこに最も近い建屋北東角に杭打機が1台だけある場合を、準備書に従って試算してみると、敷地では82dBにもなり、全機稼働の予測結果68dBより14dBも大きくなるし、規制基準の75dBも超えてしまう。

* 道路交通騒音の特例の環境基準を念頭に評価を

「道路交通騒音の評価の手法として、特例の環境基準を当てはめることになる。しかし、この特例の環境基準は、広島高裁判決（2010年5月20日）の最高裁決定により…損害賠償を認容し、損害賠償に関する騒音の基準は完全に確定した。判決で確定した受忍限度を5dB上回るような特例の環境基準は廃止すべきものであることを理解したうえで、評価をすべきである。」に対し、“低公害車の使用や適切な運行計画策定等の措置を講じてまいります。”と、見当違いの環境保全措置を記載しているが、評価の基準の問題を理解して評価することを求めている。

* 低周波は手引書の参照値のすべてを適用すべき

低周波音の評価の手法として、“心身に係る苦情に関する参照値G特性92デシベルを下回っている”というだけで不十分なものである。環境省の「低周波音問題対応の手引書」は心身に係る苦情に関する参照値はG特性92デシベルとあるが、基本は物的、心身それぞれについて1/3オクターブバンド周波数ごとの参照値を示しており、その参照値を用いるべきである。

ちなみに名古屋市南陽工場設備更新事業（2020年8月）の環境影響評価書では、物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値それぞれについて1/3オクターブバンド中心周波数ごとの音圧レベルとG特性音圧レベルを予測し、評価を行っている。

* 施設振動、道路交通振動の評価を感覚閾値でも行った

“ご意見も踏まえ、「振動の感覚閾値」との比較も行いました。”とあり、評価できるが、要請限度を基準等とするのは異質であり、要請限度を評価書では削除されたい。

* ピット付近は土壤汚染調査を

地点2については“ごみピット付近となる地下水位、地下水質調査地点と同様の地点に変更”とあり、基本的には了承するが、地点の選定理由に地下水位、地下水質調査地点と同一という表現を追加すべきである。また、調査地点図の地点2が、ピット付近ではなく、プラットホームになっているのではないかと、再確認をされたい。さらに、ピット深さに応じた複数地点調査が必要である。

* 土壤の評価結果は不十分

土壤の評価結果で“環境基準を下回っていた。”とあるが、約3haの事業実施区域の中で3地点だけである。また、土壤の採取方法と採取深さを追記すべきである。

さらに、事業者が行う監視“モニタリング計画”に追加して、土壤調査計画（工事着手前調査）を明らかにすべきである。

* 地下水は環境基準等で評価を

地下水質の問題を指摘したのに、土壤調査をして環境基準を超過しなかったという見解は的外れである。

* 工事中地下水水位低下防止策を具体的に

工事中の地下水水位低下で“山留壁工法を採用することから、地下水位の低下は小さいと考えられる…今後詳細な工事計画において…不透水層の位置を確認し検討していく”、環境保全措置で“採用する山留壁工法の適正な施工に努める。”はあいまいである。「適切な施行に努める」というのでは環境影響評価とは言えない。

* 日照障害は地表面での予測・評価を

“日照障害については、日影による周辺住居への影響を基本として…影響を予測しており、”とあるが、この考え方は環境影響評価の精神と全く異なっている。周辺住民への影響に限らず、動植物、景観など様々な環境要素が環境に及ぼす影響について検討することが求められている。

こうしたことから、2020年7月30日付けで、名古屋高裁は新東名高速が「日照権を侵害している」として、地裁判決を変更し「日照被害が社会通念上、我慢できるとされる限度を超えている」と結論付け、計160万円の支払いを命じた。(2020年8月4日中日新聞)。現在の建築基準法の日影規制は社会通念上の限度を超えているという逆転判決であり、今後もこうした事例が出てくるであろう。この判決は、被告中日本高速が上告せず、確定している。そうした中で、地表面の日影規制を周辺住民に限らず植物への影響も含めて検討する時期が来ており、評価書では追記されたい。

* 等時間日影図は午前7時も

1年で最も日照に少ない冬至でも“等時間日影図を見ると1時間以上の影となる範囲は建物周辺となり住居等は存在しないものと予測する。”とあるが、これは、午前8時から16時までの予測であり、建築基準法等の規制が8時から16時までの日影時間で決まっているための方便にすぎない。

また、法規制では煙突を含まないが、この時刻別日影図では法規制を超えた煙突を含んでいる。この考えに従い、もっと極端に日影が長くなる午前7時や午後5時の日影が理解できるように予測を追加すべきである。

* ホンドキツネの代償措置は実施するのか

“現地調査で…重要な種に該当する種は確認されなかったものの、ホンドキツネが営巣・繁殖していることから、…注目種として予測を行った。”ということで、生態系でしか予測・評価をしていない。その結果は“ホンドキツネは、事業実施区域内で2年連続で営巣が確認され、幼獣が3個体ずつ生育している。事業実施区域内は営巣地として利用されており…環境条件を多く満たす場所は事業実施区域の北東側に位置する河川敷（地点4）が該当し、次点としては、地点4以外の河川敷の地点（地点10、地点12）が挙げられる”とまでは書いてあるが、事業実施区域内の営巣・繁殖地を移設するような代償措置については何も触れていない。放置しておけば、そのあたりに巣穴を移動するだろう程度のことなのか。

評価結果は“影響はあると判断される。しかし、環境保全措置の実施により、地域の広い範囲が生息環境としての価値が向上し、ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がることが期待されることから、…事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。”と、代償措置には全

く触れていない。影響はあるが、(抽象的な) 環境保全措置の実施するだけである。ホンドキツネに代償措置をとることを明記したうえで、効果に係る知見が不十分として事後調査を行うべきである。

* 動物の定性的予測は極端

重要な種及び注目すべき生息地について、個別にみると、予測が“影響はない”、“影響は極めて小さい”がほとんどである。このような極端な予測結果はあり得ない。再検討すべきである。

① 例えば、“事業実施区域周辺で営巣が確認されたオオタカは、事業実施区域は高利用域に含まれるため行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さく、工事にあたっては低騒音・低振動型の建設機械の使用に努めることから影響は小さいと予測する。”とあるが、行動圏(高利用区域 820.2ha)がどの範囲か図面で示すべきである。また、低公害型建設機械使用だけではなく、通常は営巣期の工事は中断するのが当たり前の環境保全措置である。

② 鳥類のセンダイムシクイ、コサメビタキ、ヤマシギ、アカハラ、昆虫類、クモ類、陸産貝類も、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しているから“影響は極めて小さい”という予測がしてあるが、極めて小さいということは“ない”とほとんど同じことであり、予測対象にしなくてもいいということである。少なくとも、オオタカと同様に“影響は小さい”と表現し、それぞれ適切な環境保全措置を検討すべきである。

* オオタカの評価が食い違っている

評価結果で“工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、影響は極めて小さいと判断する。”とあるが、予測結果では“事業実施区域周辺で営巣が確認されたオオタカは、影響は小さいと予測する。”となっている。予測結果を勝手に拡大解釈した評価を修正すべきである。

* 生態系の予測結果は不十分

生態系①上位性：ホンドキツネ：影響はあると判断し、適切な環境保全措置もないため、代償措置まで検討しているのに、その具体策もなく、生態系としての予測結果とはいえない。

③典型性：カナブンについては”広い範囲で確認されている…事業実施区域内の生息環境は消失するが、類似の落葉広葉樹林は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されないことから”影響は極めて小さいと極端な結論である。カナブンの確認状況は、事業予定地のほとんどが堤内地の緑の樹林地全体であり、残りはその他事業でなくなる可能性が高い東隣である。その他の樹林地は堤防のサイクリングロードより木曾川沿いであり、堤内地の緑の樹林地とは異なる生息環境になる。これを一律に、類似の落葉広葉樹林は周辺に分布しておりと考えるのは一方的である。

④典型性：ヒゲナガカワトビケラは”成虫が見られる事業実施区域の樹林縁は事業により直接改変されるが、この場所は主な生息環境ではないことから…生息環境への影響は極めて小さいと予測する。”とあるが、鳥類や爬虫類等の重要な餌資源である堤内地の樹林が直接改変されるのに、影響は極めて小さいのではなく、極めてを削除すべきである。

⑤特殊性：カヤネズミは、動物の予測結果そのものであり、生態系としての予測結果とはいえない。

* p698 景観は建設騒音と同じ西側最寄住居付近で

“施設配置や方法書に対する愛知県環境影響評価審査会における委員意見を勘案し、西側最寄住居付近として追加した。”とあり、近景の景観図を追加したことは評価する。しかし、その位置(地点 10)は“西へ約 0.2km”であり、西側最寄住居付近とはいえない。建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測地点で、“地点 3 西側最寄住宅地付近”で 63dB と予測したのは、事業実施予定地から 100m の距離であり、この地点で景観予測をすべきである。



* 発電による温室効果ガス削減は評価する

“計画施設における発電による温室効果ガス削減量は 13,455～13,673t-CO₂/年…温室効果ガス削減の程度は、処理方式により 40.5～49.7%と予測する。”とあり、熱回収により 4～5 割の温室効果ガスを削減する計画であり評価する。計画通り発電できるよう、環境保全措置の“廃棄物発電は、より高い発電効率となるよう努める。”を具体的に推進されたい。

以 上